

### 「特定秘密保護法 施行令 概要」(10月14日閣議決定)

特定秘密を指定するのは、次の19の行政機関の長のみ。

- ①国家安全保障会議 ②内閣官房 ③内閣府 ④国家公安委員会 ⑤金融庁 ⑥総務省  
⑦消防庁 ⑧法務省 ⑨公安審査委員会 ⑩公安調査庁 ⑪外務省 ⑫財務省 ⑬厚生労働省  
⑭経済産業省 ⑮資源エネルギー庁 ⑯海上保安庁 ⑰原子力規制委員会 ⑱防衛省 ⑲警察庁

(内閣官房「特定秘密保護法 施行令 説明資料」から抜粋)

国家安全保障会議の事務局である国家安全保障局は、現在、「集团的自衛権の行使」を前提とした「安全保障」関連法改正の準備を進めています。安倍政権は、自衛隊が米軍と共同で世界中で戦争を遂行するために、軍事機密情報を、米国のNSCと共有し、日本版NSCのもとに一元的に管理する新たな国家機密保全体制を急ピッチで作りあげようとしているのです。特定秘密保護法の「施行令」において、国家安全保障会議を「特定秘密を指定する行政機関」の筆頭に挙げたことは、安倍政権の狙いを公然と示したものに他なりません。

### 「特定秘密保護法」の「運用基準」(10月14日閣議決定)

「自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究であってアメリカ合衆国の軍隊との運用協力に関するもの」

「防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究であってアメリカ合衆国との防衛協力に関するもの」

「集团的自衛権の行使」を合憲とした決定を閣議で強行した安倍政権は、これにふまえて特定秘密保護法の「運用基準」に下線の部分を新たに盛り込みました。昨年12月6日に、国会を包囲した数万の反対の声を踏みにじって、安倍政権は、特定秘密保護法を強行採決しました。しかし、反対運動がより高揚することを恐れて安倍政権は、昨年12月の段階では、「集团的自衛権」を行使することにつながる自衛隊と米軍との「運用協力」「防衛協力」の文言を特定秘密保護法に意図的に盛り込まなかったのです。

### 「日米防衛協力のための指針(新ガイドライン)・中間報告」(10月8日発表)

「指針の見直しは、この閣議決定[「集团的自衛権行使」を合憲とした7月1日の閣議決定のこと]の内容を適切に反映し、同盟を強化し、抑止力を強化する。」  
「議論は、自衛隊および米軍おのおのの適切な役割および任務を検討するための運用レベルの協議から、防衛協りに焦点を当てた政策レベルの対話にまで及んでいる。」

上記の文言は、特定秘密保護法の施行が、日米新ガイドラインの策定と一体のものであることを端的に示しています。